

大府市職員行動指針の各項詳細

(職員の姿勢)

1 すべての人の人権を尊重します。

日本国憲法第 11 条の示すとおり、国民は誰もが基本的人権を有しています。職員はそれぞれの市民が置かれた状況、事情などの理解に努め、行政として必要な配慮の判断をし、常に人権を尊重した行動をします。また、職員は人権について市民から誤解を受けないような発言をします。

2 前例にとらわれず、自ら考え、新たな課題に挑戦します。

職員は上司の指示に従い、報告、連絡、相談をしながら、前例にとらわれることなく、自ら考えて仕事を進めます。また、自ら考えた課題にも積極的に挑戦をします。そのために職員は普段から問題意識を持ちながら仕事に取り組み、課題の発見に努めます。

3 総合的な視点で判断をします。

事業等を行う場合は、短期的な視点のみならず、中長期的な面での影響などを考慮し、「大府市総合計画」や個別の計画との整合が取れるよう、適切に判断をします。また、より充実した市民サービスを提供するために、できる限り迅速に判断をします。

4 市民の立場に立って説明する責任を果たします。

行政の制度等には市民にとって内容が分かりにくいものがあります。職員は、市民に正確な説明をすることはもちろんのこと、ひとりひとりに合わせた説明、簡潔で分かりやすい説明をします。また、各種行政情報のうち、可能なものは積極的に公開します。

5 コスト意識を持ち、地域の経営について考えます。

その時々行政ニーズの把握を常に心がけ、最小限の費用で最大限の効果をあげるよう、迅速に行動します。又、改善改革を意識し、定型的な事業・業務についても、効率化や、職員間の連携強化により、時間外勤務を削減し、行政コストの削減に努めます。

6 自らを高め、積極的な学習意欲を持ちます。

行政課題は今後、益々、増加、多様化、複雑化することが予想されるため、職員は仕事に対する意欲・能力の向上に努めます。職員はそのために、市主催の研修へ自発的に参加するのはもちろんのこと、職務外においても、地域に積極的に飛び出し、地域の人々と交流する機会を持つことで、市民ニーズや社会情勢を的確に把握するとともに、業務に必要な知識・技術・教養を自ら学ぶなど、自己研鑽に取り組み、課題解決、業務改善に努めます。

(職員の実践)

7 充実したサービスを提供するため、積極的に心身の健康を保ちます。

大府市は第一次総合計画策定時から一貫して健康都市を掲げており、平成 18 年度にはW

HO健康都市連合に加盟しました。職員は「健康都市おおぶ」の一員として、積極的に自らの心身の健康を保ち、活力に満ちた職場環境をつくることにより、充実した市民サービスの提供を安定的に行います。

8 市民との対話を大切にし、協働して仕事を進めます。

「大府市協働のまちづくり推進条例」の前文中には、「ますます多様化する市民の思いに対応するためには、市がすべてを担うのではなく、(中略)多様な主体が担い手となって、(中略)まちづくりを進めていくことが重要です。」とあります。また条例第4条では「市民の役割」として、地域課題の自発的解決の努力が求められています。職員は市民との対話により、意見や要望を引き出し、「大府市協働のまちづくり推進のための指針」も参考にし、市民の理解を得ながら協働により仕事を進めます。

9 地域とのつながりを大切にし、積極的に地域貢献活動に参加します。

職員も職務を離れば、地域の一員となり、地域組織やその他集団で、地域の課題解決や行事などに携わることは、ごく自然なことです。職員は、地域を活性化するため、自らがこれまでに培った知識や経験を生かし、出来る範囲で積極的に地域活動に参加します。また、職員が積極的に地域活動に取り組める職場環境を、職場全体で作っていきます。

10 公正公平な職務の遂行に努め、不当・不正な要求は組織として拒否します。

職員は第三者から、職員の恐怖心をあおる、職務を妨げる、街頭宣伝をする、などの不当・不正な行為により、金銭の要求、情報の要求、私的な要求、第三者の不利益を求めようとする要求、などの不当・不正な要求を受けることがあります。これらの要求の場面に遭遇した際は、「大府市不当要求等対応マニュアル」にしたがって、組織的に、毅然と、冷静に対応します。職員は万一の場合に備えて、対応方法や連絡体制について、適宜確認を行います。

11 個人情報管理を徹底します。

市で扱う情報には個人情報を含むものが多くあります。職員は、個人情報を安易に公開することなく、「大府市個人情報保護条例」、「大府市個人情報事務取扱要領」などの関連法令等に照らし合わせた判断をします。このことにより、意思決定の速度低下を招かないよう、職員は関係法令等の習得、ならびに、想定される事態については、スムーズな対応ができるよう対応策を用意しておきます。また、悪意をもった第三者や、過失による、個人情報漏えいを防ぐために、「大府市情報セキュリティ対策基準」を遵守します。

12 環境に配慮して行動します。

「健康都市おおぶ みんなで美しいまちをつくる条例」では、市民、事業者及び市がそれぞれに役割を果たし、「健康都市おおぶ」にふさわしいまちをつくとされています。職員は立場によってこの三者のいずれにもなりうることを自覚し、地域の環境美化に関する課題を解決するために積極的に行動します。

(職員の規律)

13 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為、個人の尊厳を傷つける行為をしません。

地方公務員法第 33 条に示すとおり、職員は信用失墜行為を行ってはならず、たとえ、一部の職員の行為であっても、市民の職員全体に対する印象が悪化します。職員は日ごろから大府市職員であることを強く意識し、公務内外にかかわらず、職の信用を傷つけ、職員の全体の不名誉となるような行為はしません。

また、職員は、すべての人に対し、お互いの人格や尊厳を尊重し、いかなるハラスメント行為も行いません。

14 公私の別を明らかにし、市民の疑惑や不信を招く行為をしません。

職員は、職務の性質を十分理解した上で、行為が公務上のものであるか否かについて、市民に明らかにします。職員には公務員としての高い倫理観が求められているため、職員としての立場を利用し、私的な利益を得たとの印象を与える行為など、市民の疑惑を招く行為は一切しません。これらのことについて、誤解を受けるような行動をしないよう、細心の注意を払います。

15 職務上知り得た秘密を漏らしません。

地方公務員法第 34 条に示すとおり、職員は職務上の様々な秘密事項を扱いますが、これは、家族や職務に関係しない同僚等であっても、漏らしません。また、退職後も同様です。法令により、証人、鑑定人等となり職務上の秘密事項を発表する場合は任命権者の許可を受けて行います。

16 政治的中立性を堅持し、法令違反となる行為をしません。

地方公務員法第 36 条に示すとおり、政治的中立性は、市の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的としています。したがって、政治団体への勧誘や投票行為の勧誘など、法令違反となる行為は行いません。

17 許可無く、営利目的の行為をしません。

地方公務員法第 38 条に示すとおり、職員が営利を目的とする行為を行うときは、任命権者の許可を受けなければなりません。ただし、自治会・町内会の役員、国が実施する統計調査等の調査員など地域での活動に積極的に参加します。

18 交通法規を遵守し、飲酒運転をしません。

職員は道路交通法を始めとする交通法規を犯すことはしません。また、過失により犯すことも無いように、日ごろから、歩行者優先に配慮し、ゆとりをもった運転と運転技術の向上に努めます。特に飲酒・酒気帯び運転については、社会的に、いかなる弁明も許されない風潮であることを厳に自覚し、自分のみならず他者にも絶対にさせません。